

※ 自律型致死兵器システム(LAWS: Lethal Autonomous Weapons Systems)

- 2012年11月、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)が、人間の関与なしに自律的に攻撃目標を設定する完全自律兵器「キラーロボット」が20～30年の間に開発され得ると指摘。
- 国際社会における問題意識の高まりを受け、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の下、2014年から2016年にかけて、「自律型致死兵器システム(LAWS)に関する非公式会合」が開催。
- また、2017年以降は、CCWに設置された政府専門家会合(GGE)が開催され、LAWSの定義、人間の関与の在り方、規制の在り方など、LAWSに関する国際的なルール作りに関する議論を継続。

## 特定通常兵器禁止制限条約(CCW)

- 非人道的な効果を有する特定の通常兵器について、その使用の禁止や制限を定める条約。基本的事項を規定する本体条約及び個別の通常兵器を規制する附属議定書(現時点で5つが存在)により構成。
- 1980年採択、1983年発効(我が国は82年に批准書寄託)。本体条約の現在の締約国は125か国。

## GGEにおける主要論点

- 定義(特徴): LAWSの定義方法及びその特徴の特定。
- 人間の関与の在り方: 人間の関与を及ぼす対象、方法、タイミング等。
- 国際人道法との関係: 国際人道法の遵守を確保するに当たり必要な具体的課題及びその手段の検討。
- 兵器システムの特徴: 自律性及び致死性の概念の捉え方の整理。民生技術と軍事技術の関係性の整理。兵器審査の方法。
- 規制の在り方: LAWSの規範及び運用の枠組みとして取り得る選択肢の検討並びにその成果物(①法的拘束力のある文書、②政治文書、③行動規範・成果文書等)の在り方。

- GGEにおける議論の進展を踏まえ、2019年11月のCCW締約国会議において、国際人道法がLAWSにも適用されること、人間の責任が確保されなければならないこと等の11項目から成る「LAWSに関する指針」を採択(一方、現在に至るまで、LAWSの国際的な定義は定まっていない)。
- 2021年12月の第6回CCW運用検討会議では、11の指針をはじめとする過去のコンセンサスの重要性を再確認するとともに、2022年3月及び7月に計10日間のGGEを開催することを決定。

## 基本的な考え方

- 人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器は開発しない（国内外で累次表明）。
- 国際人道法の原則や国際人道法に基づく制限は、新興技術を活用するものを含め、あらゆる兵器に適用されるべき。一方、有意な人間の関与が確保された自律性を有する兵器システムは、ヒューマンエラーの減少、省力化・省人化といった安全保障上の意義を有する。
- 新興技術の更なる発展を見据え、LAWSへの国際人道法適用に係る規範・運用の枠組みの明確化に向けて取り組むことは重要。一方、各国の立場に隔たりがある現状では、LAWSに係る法的拘束力のある文書を直ちに策定することは、主要国の参加を確保出来ない可能性が高く、実効性の観点から困難。

## CCW・GGEに当たっての基本方針

- 国際人道法の適用には「普遍性」がとりわけ重要。幅広い国が参加するCCWは、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保するに当たって最も適切な議論の場。
- 広く国際社会においてLAWSについての共通の認識が得られるよう、安全保障の観点も考慮しつつ、国際人道法の基本概念でもある軍事的必要性和人道的考慮のバランスを追求するとの観点を踏まえ、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し、議論に貢献。

## 具体的な取組

- 2019年3月、将来目指すべき取組の方向性を示すべく、我が国の考え方等を取りまとめた作業文書を提出（その内容は2019年の11項目の「指針」や2021年CCW第6回運用検討会議報告書の作成にも貢献）。
- また、米英加豪韓及び我が国の連名でGGE議長に対し、2021年にはコンセンサスとなり得る要素に関する作業文書を、2022年には「原則とグッドプラクティス」提案を提出するなど、CCW内での議論に積極的に貢献。

- 2023年以降のGGEにおいても、引き続き、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保すべく、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し、議論に貢献。

# 参考資料

# 指針(Guiding Principles) 概要

令和4年12月  
外務省

※ 2019年8月のGGEで(c)が追加され、コンセンサスを得た。さらに、同年11月のCCW締約国会議において正式に承認された。

(a)	国際人道法(IHL)は、LAWSの潜在的な開発及び使用を含む、全ての兵器システムに完全に適用される。
(b)	兵器システムの使用の決定に当たっては、説明責任が機械に転嫁できないため、人間の責任が確保されなければならない。人間の責任の確保は、兵器システムのライフ・サイクル全体で考慮されるべき。
(c)	人間と機械の相互関係は、様々な形態を取り得るもので、かつ、兵器のライフサイクルの様々な段階で起こり得るものである。人間と機械の相互関係は、LAWS関連の新興技術に基づく兵器システムの潜在的な使用が、適用可能な国際法、特に国際人道法に従うことを確保すべき。人間と機械の相互関係の特性と程度の決定に際しては、運用の状況、兵器システム全体としての特徴や性能を含む様々な要因が考慮されるべき。
(d)	CCWの枠組みにおける新たな兵器システムの開発、配備及び使用における説明責任は、責任ある人間の指揮統制システムの範囲内における兵器システムの運用を通じたものを含め、適用可能な国際法に従って確保されなければならない。
(e)	国際法の下での国家の義務に従い、新たな兵器、戦闘の手段又は方法の研究・開発・取得・採用に当たっては、その使用／利用が一部又は全ての状況において、国際法で禁じられているか否かを決めなければならない。
(f)	LAWS関連の新興技術に基づく新たな兵器システムの開発・取得に当たっては、物理的な防護、適切な非物理的な予防措置(ハッキングやフィッシング対策のサイバーセキュリティを含む)、テロリスト・グループによる取得のリスク、拡散のリスクが考慮されるべき。
(g)	リスク評価と緩和措置は、兵器システムにおける新興技術の設計・開発・試験・配備サイクルの一部とすべき。
(h)	LAWS関連の新興技術を使用する際、IHL及びその他の適用可能な国際的な法的義務の遵守が考慮されるべき。
(i)	あり得べき政策的措置の形成に際しては、LAWS関連の新興技術を擬人化すべきではない。
(j)	CCW場裏での議論及びあり得べき政策的措置が、高度な自律化技術の進展やその平和的利用へのアクセスを妨げるべきではない。
(k)	CCWは、軍事的必要性和人道的考慮のバランスを追求するという条約の趣旨及び目的の文脈において、LAWS関連の新興技術の問題を扱う適切な枠組みを提供する。

## 1 LAWSに関する記述

- GGEの結論と勧告の価値、及びGGEが確認した指針が2019年の締約国会議で承認されたことの価値を認める。
- 国際人道法(IHL)は、LAWSの潜在的な開発及び使用を含む、全ての兵器システムに完全に適用されることを確認する。(11の指針a)
- 自律型致死兵器システムの分野における新興技術に基づく兵器システムは、それが必要以上の傷害又は不必要な苦痛を与える性質を有する場合、又は本質的に無差別である場合、又はその他の点で国際人道法に従った使用が不可能である場合には、使用してはならないことを認識する。(2019年GGE報告書パラ17)
- 人間は、武力の行使に関する決定について、適用される国際法に従い常に説明責任を負わなければならないとの信念を有する。(2018年GGE報告書パラ23a)
- CCWは、軍事的必要性と人道的考慮のバランスを追求するという条約の趣旨及び目的の文脈において、LAWS関連の新興技術の問題を扱う適切な枠組みを提供することを認識する。(11の指針k)
- 倫理的観点に留意しつつ、法的、軍事的及び技術的側面を特に考慮しながら、自律型致死兵器システムの分野における新興技術に対処する努力を継続し、強化するとの決意を新たにする。(2019年GGE報告書パラ26)
- 国際法、特に国際連合憲章及び国際人道法並びに関連する倫理的観点が、政府専門家グループの継続的作業を導くべきであることを確認する。(11の指針柱書)

## 2 2022年LAWS・GGEマנדート及び日程(要約)

- LAWS・GGEの継続を決定。
- 条約の目的および趣旨に照らして、GGEは、CCW条約内の既存の議定書の例や、LAWS分野にかかる新興技術に関する規範および運用の枠組みに関するその他の選択肢を考慮に入れ、LAWS分野の新興技術に関するGGEの勧告と結論を踏まえ、法律、軍事、技術的側面に関する専門性を用いて、コンセンサスにより、提案について検討し、可能な措置について議論する。
- 国際法、特に国際連合憲章と国際人道法、及び関連する倫理的観点を、GGEにおける継続作業の指針とする。
- GGEは2022年、ジュネーブで10日間の会合を行う。
- 2022年3月7日～11日及び7月25日～29日に開催予定。